議論の進め方について

検討事項

- 課題を踏まえ、主に以下の3点について検討する。
 - (1)①学校における健康診断の今日的意義の再確認、②児童生徒等の健康課題の変化、学校医等の確保が困難にある状況、学校における働き方改革等を踏まえた実施項目・実施方法、③児童生徒等のプライバシーへの配慮等適切な実施方法などの健康診断の実施の在り方
 - (2)養護教諭や学校医等の学校における保健管理を担う者の負担軽減
 - (3) その他関連する事項について
- 検討に当たっては、医療関係団体、学校の設置者等の関係者、教職員、保護者等を参考人として適宜招致 し、様々な観点からヒアリングを実施する。
- ヒアリングの実施に当たっては、着眼点を予め設定する。

今後の予定

- 委員による意見表明、参考人からのヒアリング等(第2回以降)
- 公益財団法人日本学校保健会が行う調査の結果報告(令和8年春頃)
- ヒアリング終了後、今後の持続可能な保健管理の在り方の検討

ヒアリングの実施に当たっての着眼点

ヒアリングの主な観点

- 健康診断の項目について、実施する意義、実施方法、実施時期
- 養護教諭や学校医等の学校における保健管理を担う者の負担軽減 等

着眼点

- 健康診断の項目については、「今後の健康診断の在り方等に関する意見(平成25年12月、今後の健康診断の在り方等に関する検討会)」の内容等も参考にしつつ、以下の5点とする。
 - ① 対象とする健康診断の項目:検討する健康診断の項目(以下、「検査」という。)の実施によって判明する健康に関連する事象(以下、「健康事象」という。)とは何か。
 - ② 増悪等の影響:検査の実施によって判明する健康事象は、学校において把握する必要があるのか、また、学校 生活を送ることで増悪したり、支障をきたすのか。
 - ③ 検査の実施方法等:検査の対象集団や方法等が確立されたものであり、また、準備等において教職員の負担が小さいもの(又は現行の実施方法よりも負担軽減につながるもの)であるか。
 - ④ 検査の実施時期: 6月30日までに行わなければならない事由はあるか。
 - ⑤ 事後措置:検査の実施によって判明する健康事象を有する児童生徒等に対して、学校において配慮すべきことは何か、また、その配慮等は学校において対応可能か。さらに、事後措置として受診勧奨とする場合において、専門医療機関への受診等について地域にかかわらず支障はないか。
- 養護教諭や学校医等の学校における保健管理を担う者の負担軽減については、以下の3点とする。
- ① 現状において、学校における保健管理の実施に当たり、どのような点において負担となっているか。
- ② 負担となっている点への取組について、好事例や先行事例はあるか。
- ③ 好事例や先行事例がある場合、全国的な実施は可能か。